

令和8年度 京都市立白河総合支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

いじめ防止対策推進法、京都市いじめの防止等取組指針が定めるいじめの定義『児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』また、精神的苦痛を感じていなくても、他の生徒であれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含めて捉え、いじめが生徒の心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を及ぼすものとして捉え、学校の教育活動全体で生徒の人権を保障し人権意識を高め、豊かな心を育てる。また、対人関係、集団づくり、社会性を育成することを目的とし、本校のいじめ防止に関する取組の基本的な方向、取組内容を定め、個々の障害特性を考慮し、個に応じた支援・指導をおこない、いじめの未然防止・早期発見・丁寧な解決を目指し全教職員で取り組むことを目的とする。

(2) 基本理念

○未然の防止

いじめの防止や解決は、学校の大きな課題の一つであり、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に取り組むことで、社会生活に貢献する人材を育てることを考慮し、教育活動全体の中で高い人権意識を身に付け、道徳教育を通して、豊かな心を目指していくこと、また、成功体験を重ねて自己有用感を高めていくことで自分に自信を持ち、いじめを「しない」「許さない」「傍観しない」という知識と姿勢を身に付ける。また、学習活動の中で「わかる授業」を創意工夫することや授業規律やルールを徹底し、規範意識の向上に努める。教育活動全体を通して、全教職員が人権意識や規範意識の醸成を組織的・系統的に実施していく。

○早期発見

日頃の観察の強化を図り、生徒のささいな変化に気づき、気付いた情報を確実に共有し、共有した情報に基づき速やかに対応する。共有する情報は5W1Hにまとめ、教職員全体が共有できるようにしておく。生徒のささいな変化に気づくために、学級でのファーストコンタクトを観察の機会と捉え、一人ひとりの顔を見て声を聞くことや日誌やノート、保健室の様子など、意識的に観察をおこない、積極的に生徒と関わる中で生徒の変化に速やかに気付けるようにする。また、教育相談やいじめアンケート（記名）を実施することでも早期発見に努め、保護者とも連絡を密にして、家庭などでも変化が見られないか確認する。

○問題解決

いじめが発生した場合には、丁寧な事実確認をおこない、いじめであるか否かの判断も厳正に行う。また、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを踏まえて、必要に応じてカウンセリングを継続しておこない、心の回復に努め、生命・身体の保護を徹底する。いじめをした生徒に対しては、社会で絶対許されない行為であることやいじめられた生徒の気持ちなどがわかるように個々の障害特性等に応じて支援・指導を徹底し、繰り返されることのないように振り返りを通して自分で気付けるように徹底を図る。当分は経過観察をおこない、必要に応じて支援・指導を継続して解決を図る。

2 いじめ・不登校対策委員会の設置

- ア 委員会名
- ・いじめ・不登校対策委員会
- イ 構成員（職名又は校務分掌）
- ・学校長
 - ・教頭
 - ・副教頭
 - ・学部長（指導部長兼務）
 - ・支援部長
 - ・学年主任（1名は生徒指導主事、2名は生徒指導副主事）
 - ・進路指導主事
 - ・専門科主任
 - ・人権教育主任
 - ・研究主任
 - ・専門科コーディネーター
 - ・養護教諭
 - ・スクールカウンセラー
 - ・担任（該当の場合）
- ウ 開催時期
- ・隔月1回（年6回、偶数月）を基本として、未然防止、早期発見について取組を推進して、必要に応じて臨時的に行う。主任会でも取り扱うこととし、また、重大事案発生時には、拡大会議を行う。
- エ 委員会として取り組む内容
- ・人権意識や規範意識を育てる取組や道徳教育の充実等の確認
 - ・実態把握に基づく対策の協議
 - ・いじめ発見時から問題解決までの効果的な支援・指導のあり方の検討
- オ 生徒・保護者への周知方法
- ・学校のいじめ防止対策基本方針を配布物やPTA行事での紹介を通し広く周知する
 - ・いじめの未然防止・早期発見・いじめ問題の解決に関しては、地域・保護者学校が連携を密にして、取り組んでいくべき内容であることを広く広報する

3 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

- ア 学習環境の整備
- ・教室内にロッカーを置き、荷物の自己管理を行う
 - ・学習に必要な掲示物以外は掲示せず、授業に集中できる環境を整える
 - ・常に机、椅子の位置を生徒自身が整えられるようにし、規律ある学習環境の意識づけを行う

イ 授業改善

- ・個別の包括プランに基づき一人一人のキャリア発達を促す視点に立つ
- ・生徒にとってわかりやすく行動の見通しが持てるように、ルールや決まり事等の学習規律を明確にし、規範意識の醸成を目指す
- ・また教職員からも学校教育活動全体を通して、人権意識や規範意識の向上をねらい、目的を明確にして、集会や学級活動で、はたらきかけをする
- ・わかる授業を目指し創意工夫し実施していくことで、授業の質を高め、自己有用感を拓く

ウ 授業等を通じた人権教育の充実

- ・豊かな心を育む道德教育の計画に沿って実施するとともに人権意識の涵養を図る
- ・自らの内面に向き合うとともに相手の立場を尊重する姿勢を培う
- ・教育活動全体を通して、道徳的な要素を明確にして意図的に実施する

エ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・生徒会活動など、生徒が主体的に行う活動では学級での話し合いを通し、人権意識や道徳性の向上を図る
- ・産業現場実習や地域協働活動などの地域社会での学習を通し、社会人としてのソーシャルスキルを身につけるとともに、社会の一員としての自覚を育む

オ 生徒同士の絆づくり

- ・生徒会活動で生徒から生徒への啓発活動を通して人権意識や規範意識の向上を図る
- ・縦割りの授業を通して、先輩が後輩を教えることでお互いのスキルアップを図る

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の生徒に関する情報の共有

- ・日頃の気になる観察結果や、定期的実施するアンケート結果、教育相談の内容など気になる情報については、学年主任へ情報を集め、学年主任より生徒指導主事、学部長、管理職へと連絡し、必要に応じて学校長より、いじめ・不登校対策委員会の開催を指示する。その後の情報はいじめ・不登校対策委員会に一本化する
- ・いじめ・不登校対策委員会情報を集約し、必要な情報を全教職員に周知し、情報共有を行う
- ・長期欠席が続く等気になる生徒に関しては、いじめ・不登校対策委員会で、原因を追究するとともに適切な対処を速やかに検討して、全教職員で情報共有する

イ 生徒に対する定期的な調査

- ・いじめに対するアンケートの実施
いじめの早期発見やいじめがどの程度起きているのかを定期的に把握して、効果的ないじめ防止対策が立案できるように、前後期に各1回実態調査を行い記名式アンケートを実施する
- ・教育相談の実施
普段から子どもの生活を把握していくために、日頃から生徒との、関係づくりに努め、定期的（前後期各1回）な個人面談を行う
- ・上記調査等の結果の検証及び組織的な対処
気になる結果がでたり、生徒からの相談があったりした時には即対応し、5W1Hを聞きながら丁寧に対処する。すぐに学年団や学校全体で情報共有し、あらゆる方面から生徒を観察できるようにする。

(3) いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

前提となる基本事項	
『学校いじめ防止等基本方針』 <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止プログラムの策定 <input type="checkbox"/> 教職員、生徒、保護者、地域への周知 <input type="checkbox"/> 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善	『いじめ・不登校対策委員会』 <input type="checkbox"/> 担任(担当者)といじめ・不登校対策委員会との連携方法の確認・周知 <input type="checkbox"/> 臨時の委員会開催時の手順確認・周知 <input type="checkbox"/> 生徒、保護者、地域への周知 <input type="checkbox"/> いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組	← 予防
<ul style="list-style-type: none"> 学習環境の整備 道徳教育・人権教育の充実 生徒同士の絆づくり 授業改善 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実 	

いじめの情報を把握	※その疑いがあるものを含む。以下同じ	← 見逃しのない観察
<ul style="list-style-type: none"> 教職員、生徒、保護者、地域、その他からの情報から アンケート調査等の情報から 等 		

組織(いじめ・不登校対策委員会)で情報共有し、事実関係を把握する。		← 手遅れのない対応
【いじめ・不登校対策委員会で共有】 <ul style="list-style-type: none"> まず、いじめ・不登校対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・支援・指導体制を検討。 	【事実確認】 <ul style="list-style-type: none"> 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。 いじめを受けた生徒と、いじめを行なった生徒を個別で聴き取る。 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。 	

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。 [認識の共有化・行動の一元化]		← 心の通った指導
【生徒への指導・支援】 <ul style="list-style-type: none"> いじめを受けた生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。 いじめを行った生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。 周囲の生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。 	【保護者への連絡・家庭との連携】 <ul style="list-style-type: none"> 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係生徒(加害・被害とも)の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。 	【教育委員会への報告・連携】 <ul style="list-style-type: none"> 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対応する。
【謝罪の場の設定】 <ul style="list-style-type: none"> いじめを受けた生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係生徒、保護者が一堂に集まり、謝罪をする場をもつ。 事案内容によっては、この限りではない。 	【関係機関との連携】 <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対応。 	

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施	
【学校全体での継続的な支援・指導】	
<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。 <ol style="list-style-type: none"> いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること (救済) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと (回復) ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ・不登校対策委員会)で行う。 	

ア 基本的な考え方

- ・いじめの可能性のある事案が発生した場合は当事者や目撃者から丁寧な事実確認を行う
- ・加害生徒に対して、確認できた事実を基に毅然とした態度で支援・指導を行うとともに再発防止に向け、保護者とも連携し、継続的に支援・指導を行う
- ・事案に対しては、被害生徒が1日でも早く安心して学校に通える状況を整えることを第一に考え、心のケアを優先し、自尊感情を高められるように配慮する
- ・集団の中でいじめが起きていることを認識していることや傍観している生徒にもいじめを助長する要因であることを伝え、いじめを許さない生徒の育成に努める
- ・問題解決後も、一定期間経過を観察して、再発防止に努める
- ・必要に応じて警察や児童相談所などと連携し効果的な支援・指導、再発防止に取り組む

イ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・ネットパトロールからの情報提供や生徒からの情報などから「なりすまし」「不正アクセス」「誹謗中傷」などインターネット上にある人権に関わる事案や SNS、無料通話アプリ、コミュニケーションアプリなどでおこなわれる嫌がらせなどは事実を確認し、必要に応じて画面を保存するなど行う。関係生徒に対しての事実確認は推測を避け、5W1Hを明確にしながら丁寧に行う。必要に応じて、警察や法務局に対して協力依頼をして、迅速な解決を目指す
- ・また近年のスマートフォンやタブレットの増加などから、氾濫するアプリケーションの使い方などの研究・研修をおこない、生徒に啓発する知識を身に付け、ネットモラルなどの強化を図る

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・背景にある心理的・社会的状況を分析し予防の基本となる生徒理解を推進する
- ・人権意識や道徳性の醸成や社会性の向上によるいじめ予防の意識の向上を図る
- ・いじめは日常生活の延長上で発生し、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判断が難しく、問題が潜在化していることが多い。昨今、携帯電話やパソコンなどにより潜在化するため、日常観察の強化と報告・連絡・相談の徹底を図る
- ・いじめ防止対策基本方針を全教職員が周知徹底し、組織的な活動を実施する

イ 実施時期

- ・ 4月 : いじめ防止対策基本方針の周知徹底
- ・ 6月 : 前期アンケート(記名)結果と状況把握、日常観察の在り方
- ・ 11月 : 後期アンケート(記名)結果と状況把握、日常観察の在り方
- ・ 2月 : いじめ防止対策基本方針の見直し

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協働の取組

- ・本校のいじめ防止基本方針を生徒や保護者、地域に対して主旨を周知徹底し、保護者の良きパートナーとして寄り添い、風通しのよい関係の構築に努め、いじめ防止に向けた未然防止や早期発見の取組を適宜、情報発信し、必要に応じて意識啓発の取組や意見聴取などの取組を企画し、広く公表する

(2) 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめ防止対策委員会が学校だけで対応することが難しいと判断される時や、よりよい解決に向けて必要と判断した時は、警察など関係機関に対して相談や協力依頼などを行う。
- ・いじめられている生徒の生命又は、心身に安全が確保できない時や触法行為事案がある時は、学校警察連絡制度に則り、警察へ通報する

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

- ・重大な事態とは、いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。さらに、いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、と定義されている。その事実が発覚した場合は、学校長が判断し、いじめ・不登校対策委員会へ調査を指示し、事態の把握に努める
- ・重大な事案であると確認された段階で、学校長の下、必要に応じて専門的知識や経験を有している公平・公正を保てる第三者の参加や適切な専門家を加えて「拡大いじめ・不登校対策委員会」を組織し調査の徹底を図る

また、丁寧な事実確認と事実提供を怠らず情報を適切に活用し報告を行う。調査結果に関しては、適時に適切な方法で経過報告を含めて、個人情報保護が最優先されるように被害生徒や保護者、加害生徒や保護者、必要に応じて在校生や保護者などに報告を行う

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・上記の「基本的な考え方」に沿って、柔軟に対応する。
- ・拡大いじめ・不登校対策委員会の組織に関しては、学校長の判断、指示の下でおこない、必要に応じて第三者に協力を依頼する。この場合の第三者とは、調査の公平性、中立性を考慮した中で決定され、関係者と人間関係がなく、利害関係を有しないことが配慮される。また、調査内容の特性を踏まえ、適切な専門家を選ぶ

6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。

ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ・不登校対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ◆職員会議 「学校教育の重点」の共有 「学校いじめ防止基本方針」の共有 「授業計画・カリキュラムマネジメント」 ◆生徒指導校内研修会① 「規則について（総則）」 ◆第1回生徒理解研修会 「生徒情報の共有」 ◆進路指導研修会 「デュアルシステム・進路指導・実習指導・就労支援等」 ◇いじめ・不登校対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「保護者への広報について」 「未然防止に向けた取組の確認」 「記名式アンケートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・スクールカウンセラー (毎週金曜) ・学校精神科医による心理相談 ・新入生を歓迎会する会 ・あいさつ週間の取組 ・生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年会 ・主任会 ・専門科担当者会 ・領域担当者会 ・委員会担当者会 ・学習成果報告会支援委員会 ・生徒指導担当者会 ・キャリアカウンセリング (3年) ・ケース会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日参観 ・PTA総会（紙面）
5	<ul style="list-style-type: none"> ◆第2回生徒理解研修会 「生徒情報の共有」 ◆「学校評価項目の確認」 ◆中小企業家同友会との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会 ・スクールカウンセラー (毎週金曜) ・学校精神科医による心理相談 ・認知症サポーター養成講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年会 ・主任会 ・専門科担当者会 ・領域担当者会 ・委員会担当者会 ・生徒指導担当者会 ・進路検討会（3年） ・学習成果報告会支援委員会 ・研修旅行（2年5/27～29） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・PTA本部、運営委員会
6	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめ・不登校対策委員会② 「情報の共有と組織的対応」 「記名いじめアンケートの結果から見えてきたこと」 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会 ・前期進路相談（3年） ・学習成果報告会実行委員会 ・スクールカウンセラー (毎週金曜) ・学校精神科医による心理相談 ・総教センターパン販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有① ・前期進路相談（3年） ・学年会 ・主任会 ・専門科担当者会 ・領域担当者会 ・委員会担当者会 ・生徒指導担当者会 ・進路検討会（3年） ・学習成果報告会支援委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会 ・授業参観 ・PTA本部、運営委員会 ・前期進路相談（3年）

7	<p>◆生徒指導 「夏季休業中の生活」に向けて</p> <p>◆総合育成支援教育公開講座</p> <p>◆メンテナンス講習会</p> <p>◆総合支援学校教員研修会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 ・全校集会 ・委員会 ・学習成果報告会に向けて ・学習成果報告会実行委員会 ・薬物乱用防止教室（1年） ・スクールカウンセラー（毎週金曜） ・学校精神科医による心理相談 ・全京都障害者卓球大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議 ・学年会 ・主任会 ・専門科担当者会 ・領域担当者会 ・委員会担当者会 ・生徒指導担当者会 ・学習成果報告会支援委員会 ・前期学校評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・「夏季休業中のしおり」プリント配布 ・授業参観 ・PTA本部、運営委員会
8	<p>◆総合支援学校教員研修会</p> <p>◆生徒指導 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」</p> <p>◆普通救急救命講習 ◇いじめ・不登校対策委員会③ 「学校評価の実施に向けて」 「記名式アンケートの実施に向けて」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習成果報告会に向けて ・全校集会 ・学習成果報告会実行委員会 ・スクールカウンセラー（毎週金曜） ・学校精神科医による心理相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討 ・学年会 ・主任会 ・専門科担当者会 ・領域担当者会 ・学習成果報告会支援委員会 ・進路検討会（2年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの生徒の様子で特に気になることを保護者、関係機関へ発信
9		<ul style="list-style-type: none"> ・学習成果報告会に向けて ・全京都障害者陸上競技大会 ・委員会 ・アビリンピック校内予選に向けて ・スクールカウンセラー（毎週金曜） ・学校精神科医による心理相談 ・憲法学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年会 ・学年主任会 ・専門科担当者会 ・領域担当者会 ・委員会担当者会 ・生徒指導担当者会 ・進路検討会（3年） ・キャリアアカウンティング（1・2年） ・学習成果報告会支援委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース懇談会 ・授業参観 ・PTA本部、運営委員会
10	<p>◇いじめ・不登校対策委員会④ 「前期学校評価（の結果）について」PDCAサイクル」 「情報の共有と組織的対応」</p> <p>◆総合育成支援教育公開講座</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会 ・学習成果報告会 ・アビリンピック校内予選 ・錦林児童館ミニミニ運動会運営補助 ・スクールカウンセラー（毎週金曜） ・学校精神科医による心理相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年集約と共有② ・学年会 ・主任会 ・専門科担当者会 ・領域担当者会 ・委員会担当者会 ・生徒指導担当者会 ・進路検討会（3年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース懇談会 ・前期学校評価の実施 ・学校運営協議会② ・授業参観 ・PTA本部、運営委員会
11	<p>◆校内授業力向上研修会</p> <p>◆職業学科高等部入学相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会役員立会演説会 ・生徒会役員選挙 ・生徒会認証式 ・雇用フォーラム運営補助 ・委員会 ・スクールカウンセラー 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施 ・教育相談 ・学年会 ・主任会 ・専門科担当者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観（進路経験交流会） ・PTA本部、運営委員会

		(毎週金曜) ・学校精神科医による心理相談	・委員会担当者会 ・生徒指導担当者会 ・領域担当者会 ・進路検討会(3年)	
12	◇いじめ・不登校対策委員会⑤ 「情報の共有と組織的対応」 ◆人権教育講座(PTA、教職員) ◆生徒指導部 「冬季休業中の生活」に向けて	・人権学習 ・人権標語の作成と発表 ・学年集会 ・全校集会 ・錦林児童館クリスマス会運営補助 ・堀川高校3年生を激励する会にてパン等納品 ・科学センター学習(1年) ・薬物乱用防止教室(2年) ・後期進路相談(3年) ・委員会 ・スクールカウンセラー (毎週金曜) ・学校精神科医による心理相談 ・たてわり交流活動	・学年会 ・主任会 ・専門科担当者会 ・領域担当者会 ・委員会担当者会 ・生徒指導担当者会 ・進路検討会(1・3年) ・後期進路相談(3年)	・授業参観 ・PTA本部、運営委員会 ・「冬季休業中のしおり」プリント配布 ・後期学校評価の実施
1	◆年間総括①(分掌ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・学年集会 ・全校集会 ・委員会 ・ハローワーク見学(2年) ・アビリンピック京都大会激励会 ・スクールカウンセラー (毎週金曜) ・学校精神科医による心理相談	・学年会 ・主任会 ・研究推進会議 ・専門科担当者会 ・領域担当者会 ・委員会担当者会 ・生徒指導担当者会 ・進路検討会(3年)	・冬休み明けの生徒の様子で特に気になることを保護者、関係機関へ発信 ・授業参観 ・PTA本部・運営委員会 ・ケース懇談会(3年) ・進路説明会(1、2年)
2	◇いじめ・不登校対策委員会⑥ 「いじめ事案の経過の共有」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 ◆年間総括②(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 ◆学校保健委員会 ◆実践報告会(校内)	・アビリンピック京都大会 ・錦林児童館ワークショップ ・薬物乱用防止教室(3年) ・総教センターパン販売 ・きもの着付け体験(3年) ・3年生を激励する会 ・委員会 ・資格取得等表彰式 ・スクールカウンセラー (毎週金曜) ・学校精神科医による心理相談	・後期学校評価アンケート結果分析 ・学年会 ・主任会 ・専門担当者会 ・領域担当者会 ・委員会担当者会 ・生徒指導担当者会 ・進路検討会(3年) ・キャリアカウンセリング(1・2年) ・ケース会議(1・2年)	・学校運営協議会 ・学校保健委員会 ・授業参観 ・PTA本部・運営委員会

3	◇いじめ・不登校対策委員会⑦ 「後期学校評価の結果について」PDCA サイクル 「いじめ事案の経過の共有」 「学校評価項目の確認」 ◆生徒指導部 「春季休業中の生活」に向けて 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆入学説明会	・学年集会 ・卒業証書授与式 ・全校集会 ・学級のまとめ ・春季休業を迎えるにあたっての心構え ・スクールカウンセラー (毎週金曜) ・学校精神科医による心理相談	・記名式アンケートの保管 ・学年会 ・主任会 ・専門会 ・領域担当者会 ・委員会担当者会 ・生徒指導担当者会 ・進路検討会(1・2・3年) ・ケース懇談会(1・2年) ・中・高連絡会議	・入学説明会 ・ケース懇談会 (1、2年)
---	--	--	---	-----------------------------

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」(PDCAサイクルの期間)
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ・不登校対策委員会)」
- ・ 「校内生徒指導研修」
- ・ 「授業参観」「ケース懇談会」「学校運営協議会」「PTA本部・運営委員会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ・不登校対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ・不登校対策委員会」で随時行い、情報等を共有する。